六　前各号に掲げるもののほか、一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路に関する情報の公開に関する事項その他送配電等業務の実施に関する事項 （送配電等業務指針の認可の申請） **第十四条**　推進機関は、法第二十八条の四十六第一項前段の規定による送配電等業務指針の認可を受けようとするときは、様式第十二の送配電等業務指針認可申請書に送配電等業務指針を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 ２　推進機関は、法第二十八条の四十六第一項後段の規定による送配電等業務指針の変更の認可を受けようとするときは、様式第十三の送配電等業務指針変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 ３　推進機関は、法第二十八条の四十六第一項後段の規定による送配電等業務指針の変更の認可を受けたときは、当該変更後の送配電等業務指針を経済産業大臣に提出しなければならない。 （立入検査の結果の報告） **第十八条**　推進機関は、法第百七条第十四項の規定による報告をしようとするときは、様式第十八の立入検査結果報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （立入検査の身分証明書） **第十九条**　法第百七条第十五項の証明書は、様式第十九によるものとする。	五　前各号に掲げるもののほか、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路に関する情報の公開に関する事項その他送配電等業務の実施に関する事項 （送配電等業務指針の認可の申請） **第十四条**　推進機関は、法第二十八条の四十六第一項前段の認可を受けようとするときは、様式第十二の送配電等業務指針認可申請書に送配電等業務指針を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 ２　推進機関は、法第二十八条の四十六第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、様式第十三の送配電等業務指針変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 ３　推進機関は、法第二十八条の四十六第一項後段の変更の認可を受けたときは、当該変更後の送配電等業務指針を経済産業大臣に提出しなければならない。 （立入検査の結果の報告） **第十八条**　推進機関は、法第百七条第十二項の規定による報告をしようとするときは、様式第十八の立入検査結果報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （立入検査の身分証明書） **第十九条**　法第百七条第十三項の証明書は、様式第十九によるものとする。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第十八及び様式第十九を次のように改める。

様式第18（第18条関係）

立入検査結果報告書

年　月　日

経済産業大臣殿

広域的運営推進機関
理事長
住　所

電気事業法第107条第14項の規定に基づき、立入検査の結果を下記のとおり報告します。

記

1　立入検査を受けた電気事業者の氏名及び住所（当該電気事業者が法人である場合にあっては、その名称、住所及びその代表者の氏名）

2　立入検査の場所

3　立入検査を行った年月日

4　立入検査を行った結果

5　備考

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。